

改正補訂

地方凡例錄

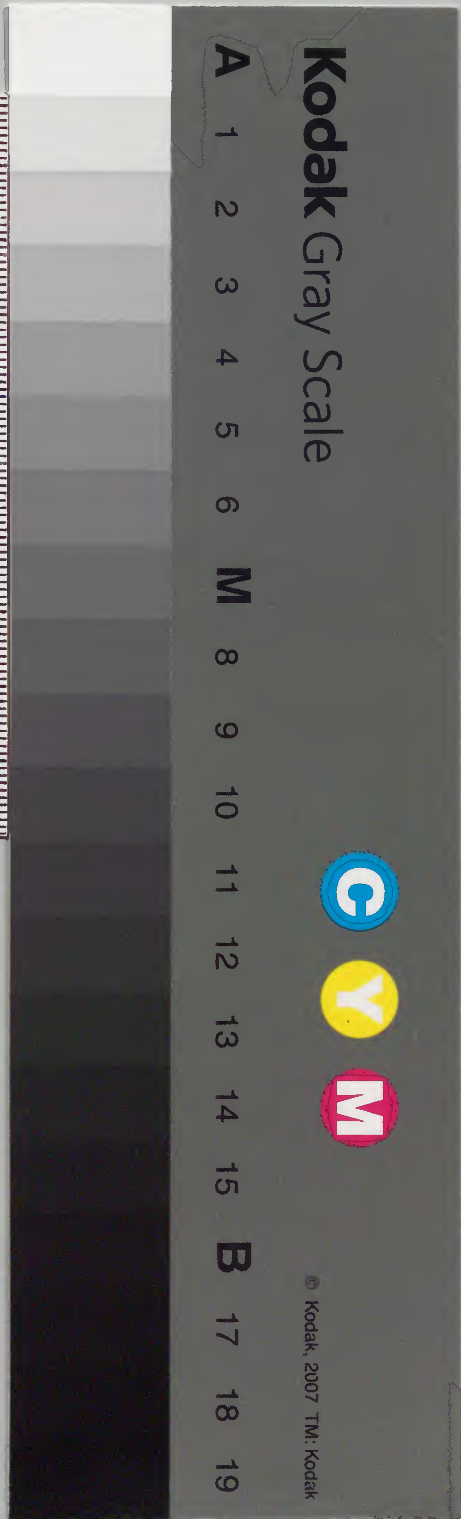
四下

庫文閣内		
二二函	三二二八	和書類
大架	二〇冊	號

31826
史閣
32

内閣文庫		
番號	和	32281
冊數	20(8)	
函號	182	123

史一〇



卷 32

改正補訂地方凡例録卷之四下

高崎

大石久敬士恭 著述

古今租税之事

租税と云ハ俗ニ取箇成箇物成年貢を云々唱ル田畑より納る貢物のこと
 一 古くは之と高税と云即ち秋糧夏税之あり皆此秋糧と云を秋成と云田
 の年貢と云夏税の夏成と云畑の年貢と云之と國東と云を夏成と云を
 之と云上カケと云三分一銀納と稱し奥州方今五國と云を半石代と稱
 し甲州と云を大切小切と稱して何れも畑年貢を云はる國東のみ夏成
 と唱へ夏成之取立る國東に於ては秋成即ち秋糧と同一之と取立
 るも之より西國邊をとりては表石と云中古より表石を取立し由ふれ

改正補訂地方凡例録 卷之四下 古今租税

いり當時々 日本國料所私領の差別ありて取立るをふしむ小
給所もよくて小物成と同様、春麦胡麻小豆等と取箇の外は貢敷の定
めりて納るゆり、在大豆の料所私領とも、在大豆又の代水とて小
物成の外は取立をとも之を定法りて代米と渡し買上り同然り、又
漢土先王の代も井田の法行りてと雖も彼國より連綿せしめて
てを形く租税の法を其代毎に異同あり、本朝へ上古より井田の法行き
ば如何ある租税の法成しや未だ之を詳らせず、第三十七代

孝徳天皇天化年中の比唐朝の制租庸調の法に倣ひ、朝として租税の
法定せり、然るに中古に至り其法廢絶せり、又なり

一租八年貢のてり、今曰段租稻二束二把町租稻廿二束、田賦為租段地
獲稻五十束、束稻者得米五升、りりて此積りてり、二百六十歩と一反

とし此稻五十束より、又一束の水と五升充まると米或石五斗なり、其内
或東或把此米一斗一分と年貢に納むと、當世の積りより引比せば先
反は米或石五斗と四斗入り、積り六俵余、當りて一反の米を六俵余取
まると、此故るり然るに、商様あり、田を當時甚く稀り、俵或石五斗と
叔は直せを五石あり、元來石高々叔の石敷と直は高はあり、るゆへ當
時五分取の高は比較して五石と二、割と高或石五斗、當りて石盛廿
五は成壹斗壹升の取米りくと、免四分四厘、當り、又反は當時の壹反と
十五の石盛り、積りて七分三重、三毛余り、勿論上古を高石盛の砂
汰り、稻の束敷と以て租税と積り、りりて當時より引合する苦あり、尤
も古へ租の年貢庸へ夫役調を布帛と納り、年貢の外は納め物なり、りり
と今へ租庸調とも一より米を納り、りりて年貢も高く成苦あり、りり

古々小物成其掛くと云々の事ふし然らば古の租税を當世の五分一
に當らば至て緩成て其後第四十二代

文武天皇の御宇海内六十六州に分り國郡の名悉く定り大宝年中律令を
撰むをらと租庸調の法并に度量衡定りて租税の法を慶雲三丙午年

九月遣使七道始定田賦法町租稻十五束及點校丁と續日本紀より
とど町租廿二束より又減少せり唐代より丁男一人田一頃渡粟二斛

用むる粟の字ハ漢土にて之叔の稻二斛と出るとりる頃ハ我朝の町
丁を女ハ畑は作るハ粟の字より稻二斛と出るとりる頃ハ我朝の町

より丁男ハ正丁とて廿一歳より五十九歳迄の壯なる男より粟叔より
壹町四石より凡此方の及租壹斗壹升より等きものより又宅地の租を

田地の租より輕く納ると先王の制より我朝より京師の民人地租を
出せるとハ第五十二代

嵯峨天皇の御宇弘仁式より上田一反地子十束中田八束下田六束下田三

束為地子と有り之を平切くと稻六束七把半一束米五升と見て一反の
地子三斗三升七合五勺一當きバ古への田地の租ハ壹斗壹升より却て

余計より然るに天正十午年逆臣明智光秀織田信長と京都本能寺に
於て弑し京師の氏と歸伏せしめん為に翌十一未年洛中の地子に免許

を豐太閤光秀と誅し海内一統せしむるに光秀が政跡に因循して地租
を其後許し置其後徳川氏海内一統有りて京師に勿論江戸京大坂奈

良塚伏見等總て都會の地子と許すと云惟上代より保元平治の頃迄ハ
其農分を以國侍と云て武士も農民同様常ハ耕作を營み大番として

禁廷へ勤番し國々より國司を置公家より任國有りて當時の様は諸侯國
々より分裂せん郡縣の世とて 日本全國悉く

天子の土地なる故朝貢ハ前文のごとく少カクも事足ると云へり保
元平治の乱後平相國清盛の世と成平氏の一族ハ家ヲ列シたゞも元
武臣より出づるも其ハ公家の勢微ニ成リ元暦の乱治マケ八十三代

後鳥羽天皇の御宇建久年中源頼朝

後白河法皇の 院宣ニ依テ 日本総追捕使と成國司の外ニ國々ニ守護

目代と置テ國司の權を制シ莊園ニ地頭を置武家一統の世と成國司の
權漸ク衰ヘ既ニ足利氏の世と成テハ國司ハ絶ヘ守護の事ニ成リ
然レども當時の諸侯の様ニ國郡と我有と云ふも亦ハ鐵倉時代三

浦島山秩父等又元亨建武頃の新田足利等如ク何カ田舎ニ住シ
農業と務メ今ノ有徳なる百姓の武士と云ふものナリ之ニ大名と稱シ大
番と勤メ軍兵と出シ今ノ諸侯と大名と云ハ俗の誤ナリ今ノ我

朝々々諸侯の通稱と成リ此頃の租税を古へと違ハ凡地頭四分百

姓六分と取り地頭四分の内一分ハ 朝家の貢納此頃より四公六

氏の詞始リと云へり第九十七代

後醍醐天皇上古のごとく公家一統の世ニ復さんとの 勸懲リ元亨の乱

起リ海内戰國の世と成リ國々の大名國郡と押領シ 朝家の貢物も賤

々と成ざる様ニ成テ國々一容ハ有徳と云へり租税の法大抵ハ似

たるべし戰國の内信長時代より 其農分を諸侯分國々郡縣の政をハ

つとより廢絶シ自然封建の姿と成リ豊太岡一統と云へり諸侯の得替

始リ徳川氏に移リ創業より諸侯定リ弥々封建の世と成租税の法ハ大

ニ變シ文祿四年天下の賦税三分一地頭取之三分二耕民自可取之豊

臣家譜よりたゞ豊臣氏天下一統と云へり法ハ四公六民より又少く取箇

緩うちり今五公五民に成るる其榮りハ詳らあるれども中古を叙
納めり之を米直せば則ち五分取に成り付五分取と云ハ傳來の説
あるべし四公六民と云ハ慥らある書ハハミミ享保年中色取檢見と
云テ始りしより一統五公五民の法屹度定りしものと云々

一和漢とも古代に兵農分まじ武士も田舎に住て農事と務め軍事もまじ
分限りて軍兵と出を漢土ハ唐の代より兵と農と分るを始り明代に
至て天下の民と二は區別し兵と業と分るを軍と云農と務るりのを民
と稱し民より軍に入るを兵と云軍より民に移るを禁じ天下の
人種と二は分り本朝より中古の武士を皆農夫とて今の世の郷
士より元亨建武の戦國以後ハ兵農分まじ地頭百姓と成り租税の法も
四公六民と成り今も遠國よりハ兵農分まじ上古のようある処も

り其二二と云ハ薩州ハ外城とて四十八箇処の城地なり一城ハ武士多
きハ七八百騎少きハ二三百騎又外城附子力の侍なり世々其地ハ住で
常ハ農業と勤む又外城と守る首將ハ三四十石より一石以上より其
処に領するものなり又ハ勤番ものなり此侍ハ在処鹿子島あれが武士二通
り外城附子力の侍ハ孰れも其処の百姓同然なり又肥後國より一領一
匹と唱へ一騎役の上數百騎なり又地侍とて歩卒數百人在るは無様ふ
て居住し農事と常々軍の即ハ軍役と勤む又筑後國より浪人と唱へ平
士の格より常々ハ農業医術或ハ商賣又ハ諸藝の師範を自の勝手
家業に當み武事と心掛無様と在るは告住し事あると云ハ分限相應
り騎馬又ハ独歩りて出張し大身あるものハ十騎廿騎より軍役の定
あり兵卒と出を又肥前國鍋島家より千人足輕とて城下と離を督振

山下に住て平生農事を務め筑前境の番手たり又赤司党と云郷士数百人筑後境より耕作雑業を営み筑後押の番兵たり又日向國より淳世人と云る農兵數多かり又土佐國より長曾我部の類業三百余人皆郷士より領主より隨從之と一領具足と云又大和國吉野宇陀郡邊より郷士より皆武術を嗜み常は農業山稼等より渡世するものあり此外遠國片鄙より此類多るべし是皆古へ其農分を以て以前の遺風より關東より八王子千人同心の外農兵ありて之を因らば又漢の代は趙充國と云人屯田の法と始め邊塞を守り番手の兵より平日は耕作を為し有事はもとて兵とふる用ひたり石のてらへ遠國より在るは兵士を置耕作を務めさせ隣國の押へ又は事あるとたは軍役を勤るは屯田の遺法より戦國の余習あるべし又熟考するは第四十三代

文武天皇天寶年中唐朝の律令を倣ひ淡海公律令を撰み玉ふ其令より永業田口分田と云り永業田は民家より持傳ふる田地より之を賜田と云る子孫累世之と所持を口分田と云る男子廿歳より口分田と賜り六十歳より之を耕作し六十一歳よりして朝廷へ返納を又公田を耕す民は良家と云是則ち武士より止税より一町の田より米壹石壹斗を出し外は徭役を勤む私田を奴婢耕し其田の米を残らば主人の物と成り奴婢は口分米と云り之を取て是より租税を出さば良家の口分田より二反充奴婢の口分田と其三分一より其農と云ふを今の百姓は奴婢の類なり其外位田職田蔭戸の石數等所産とも後世用ひきたるて之を既し律令も替り古の律令は王政の世より用ひ武家の世と成ては律令も廢り鎌倉時代より貞永の式目を用ひ足利氏

至てハ又此式目々用ひ別法令と立り然るは戦國に成ては
法律も變絶し徳川時代に移りてハ法令又ハ年貢夫役等の法悉く變て
右より記をてく中古石高以前よりハ年貢も租納も知行高も石数の
直用い其頃までハ砂金のとて民間に金銀の通用なく交易も租
と錢計りて用ひる由り時代の押移るは従ひ古代の年貢のとるを
今もとる何の見合せより成難しとつども古と知れれ今も行ひ
難きてもなまは租税の濫傷も大際記し置りぬる
庸も夫役も人夫と田地の高も掛て出さるる元田地より
年貢と出せを外は何れも出さぬを古ハ和漢より無
く公役へ人の数りを出して先王の制ハ男ハ廿歳より五十九
歳まで四十年の間一年は三十日充人夫を使人又唐ハに至り租庸調の

法も之に准る我朝の古令は天下の民廿一歳より六十歳までを正丁
とて一年は夫役十日使ふと正役とて外は加役三十日使ふと加へ一
年一人の夫役四十日の定より何となく其身を夫に使ふ若し夫役よ
使ひざれば其代り布を出せと庸と云一人前一日布二尺六寸と立
て正役十日と云二丈六尺壹反と出せ次丁ハ或人合せ正丁一人役と
勤む若し之と勤めざる時布も其割と出せ次丁と云ハ男子六十以
上の老人或ハ壯年の男子も病疴等なりて一人前不足らぬ者と云
文武天皇の大宝の令も歳役之庸布息人民之宜減半と云ハ此時より
文武六尺の庸布を半減せりと見へり使役の日数の古今替る
と云し右の定免ハ兵農分を以て以前軍役歩卒の外の百姓の使方と見
えり人家の世々令よりて國々夫役の使方も定り有しと云武

一使^カれ^レ村用^ノ使^ヒ彼^レ是^レ古^ヘの十倍^ノ夫^レ役^ハ成^リ農^業勤^ム必^ズ暇^ムゆる^ク元^ト無^ク人^ノ百^姓度^ク夫^レ役^ハ出^テ耕^作成^ル夫^レも是^レ非^ル日^雇出^シ或^ハ村^役人^ノ價^ハ出^シ之^ガ為^ニ在^ル困^窮美^ヘ加^フ之^ハ加^フ自^分稼^働の^前後^ハ耕^作の^修理^疎成^リ作物^ノ出^来少^ク年^貢減^シ民^ノ損^失少^ク果^ハ退^轉及^フ百^姓手^余荒^地等^ハ出^来地^頭の^不益^又輕^ク夫^レの^使ひ^方の^能く^心を^用く^專要^ス

一調^テ年^貢の^外品^物を^納る^課役^ハ今^ノ小^物成^ノ様^成る^の不^レ調^ノ今^ハ六^凡調^納綿^布并^隨郷^士所^出正^丁壹^人綿^施八^尺五^寸六^丁成^匹長^五丈^式尺^廣式^尺式^寸美^濃施^六尺^五寸^八丁^成匹^長五^丈式^尺廣^同綿^施八^兩綿^一斤^布式^丈六^尺并^式丁^成約^屯綿^長五^丈式^尺廣^式尺

四寸其^望院^布四^丁成^綿長^五丈^式尺^廣式^尺八^寸と^テ石^ノ記^ハ本^朝の^古法^ハ天^下の^百姓^廿一^ト六^十を^正丁^ノ分^日八^年貢^庸役^ノ外^縮綿^施布^等其^他の^出産^ノ品^ハ依^テ取^ル之^ハ調^ト去^納之^ハ一^人前^八尺^五寸^充中^ト六^人と^一匹^ハ成^就五^丈式^尺美^濃の^施々^八人^と五^丈式^尺一^匹を^成就^ス綿^を々^一人^前八^兩二^丁と^十六^兩一^約綿^を々^一人^前一^斤二^丁と^二斤^一屯^と々^布を^々一^人前^二丈^六尺^二丁^と五^丈二^尺一^匹と^々又^次丁^ハ二^人と^正丁^一人^ハ准^ビ中^男四^人と^正丁^一人^前准^ビ中^男と^去ハ^{十六}歳^ト廿^歳ト^の男^ヲ此^外ハ^又雜^物と^去メ^テ鉄^茶酒^漆紙^炭薪^油蠟^百菓^菜種^鳥獸^魚鼈^羽毛^皮革^ノ類^其國^其土^地の^産物^を正^丁一^人と^々約^ム尤^モ其^出産^ノ品^ノ十^分一^ト又^調の^副物^と去^テ紫^菫木^綿菜

物海藻寺と品と出をりて之と合せ共調と云是則ち和漢より古法
より右調庸の品は毎年八月中旬は其処より起輸して近國の十月晦日
を限り中國の十一月晦日遠國の十二月晦日迄は大蔵省へ納む調の家
別の納年貢するもの之と戸調と云然も其押並て家別は出をりて
他家より課戸不課戸と云りて正丁以上の課戸は課戸とし又ふ
まて不課戸は調の課戸計り出し不課戸は出さば令云戸内有課戸
者為課戸無課戸者為不課戸と令義解云不課戸を謂皇親王及八位以上
男年十六以下并蔭子者疾妻妾家人奴婢と云は歴々の人又は病痾
ける者女奴婢等と不課戸と云此外正丁の分と課戸と云て調物を出さ
るる貢物のと漢土りて賦税の外より見ゆ禹貢の諸州厥貢と云
り唐代も其通と云る本朝もこの貢物と云る調の

内に入て租庸調の外別貢の名なし其内右に云雜物と其定りたる教
程出せば絹布の類は許さる見ゆる調の副物ハ調の絹布の外は教
品と出さる見ゆる調布とタツケと訓土地の産物あり調の品目今も
詳るるれども今世不用のてゆへ其際畧を記し今小物成と云て其國
の産物代と金銀と年貢の外は納るハ調の遺風あるべし

夏成金祭の事

上古漢上りて西税と称して秋糧夏税と田畑の租税と夏秋に分け秋
糧ハ田の年貢と即ち秋成とし夏税は畑の年貢と今も夏成金也
本朝夏税の始りの第五十三代
嵯峨天皇弘仁二年卯年管清公麻呂僧空海ハ勅し玉以賦税徭役の事
と改正し玉此時より夏の表とて正税の事納めしむ是故上古と

遠トホシハ稅法重シク成ルテ民ノ衰シ弊ヲ起スキト云々是レ夏成ノ始メナリ云々
の夏成上方ノ三分一銀納與州ノ五分國ノ半石代甲州ノ大小切何トモ
畑年貢ヲ納ルルルも関東計リ夏成ト夏納メ余國ノ秋糧ト納ル九州
あとまと麦石ト元祿頃中を麦ヲ納ル處ナリ由レ今ハあし尤
も関東ノ夏成ハ麦石ト別ニ掛ラ畑取米ノ内ニ夏納ルゆハ夏成
と云余國秋成ト同ニ納ル運速ナル近クも関東ハ夏成ナリ取
箇ノ強キりハあし然レも麦石ハあしと國ノ一ニ體ノ取箇秋糧ノ
内ニ舊ク古制トハ大ニ違テ強ク成ルれハ秋糧夏納ト二季ニ納ルも関
東夏納ハ同然ナリ弘仁ノ古レ別ニ納ル様ナリ上古ノ租稅ヲ
至テ擊ク當世ノ取箇ハ比ベテハ半分より及バざるトなるハ麦ト以テ
夏納ハ納ルゆハ民ノ煩シ成ルゆハ有レまレ夫レ民ノ衰

弊ト起キキテ誹ハ謗シたるト人ト然レ今ハ世賦稅庸調ノ重キハ民ノ
衰シ成ルト尤モ多クズルべシ

一 三分一銀納十分一大豆銀納之事

附上方ノ関東ノ二割増之事

上方ノ筋ハ田畑米取定免ハ去リ及ビ檢見取トハ畑ハ定免ト免居
り取米ノ教定ナリ尤モ木綿畑ハ年々檢見ナリとハ畑ハ米ハ
ちハ田畑總取米ト二割一分ハ石代銀納ト成ル之ト三分一銀納
と云テ則チ畑年貢ヲ併シ畑取米ノ首數ヲ拘ルルハ總取米ノ三分一
と銀納ト然レ依テ畑米トいハ銀納ヲ納ルハ関東ノ畑取米ハ同
然ナリ右石代直段古米ハ米壹石銀四十八匁替ノ定直段ハ處享保年
由テ外石代同様其年ノ上米平均ハ何匁増ト定法改リ其直段ト以テ

正地方... 卷之四

替定り民大^レ潮沢^ニせし処今ハ通用銀六十匁の内^ニ多分入^ルるゆへ
六十匁の定直段ハ却て下^ルの難義^ト成^リ其上享保以来三分一銀納直段
四十八匁替相止み時相場^ハ成^リな^レば弥以て下の難義^トなり石三分一銀
納の始^メし時代の知^ルべきと雖^モ民間^ニ金銀の通用せしハ慶長元和比
よりの上^レはと^レバ三分一銀納十分一大豆銀納^も極^メる^ハ其以後
の^レ見^ヘり

一石上方の関東より二割増の積^リ関東畑永の代^リ三分一銀納^ニ成^ルる
謂^フも又定直段ハ四拾八匁^ニ極^メり^テ發^ス友取の釣合^等ハ左の^レとし

上畑壹反歩

上方

此分米六斗

石盛六箇

此取米貳斗四升

免四箇

此代永百九拾貳文

但三分一直段米壹石^ニ付
銀四十八匁金六十匁替

但し上方^ニ永と云^フとい^ハる^レれ^ドも^モ関東への釣合^の為^め後

は永^ニ付^スる^レる^レり

上畑壹反歩

関東

此分米六斗

石盛六箇

此取米貳斗四升

免四箇

但し関東^ニ畑米取^ルる^レれ^ドも^モ田畑^ニ厘^と付^スる^レる^レ根取米^を
く^レて^レ成^リ難^キゆ^へは永^ニ米^と付^スる^レる^レり

此代永百六拾文

但畑米永^ニ直段金壹兩
米壹石五斗替

石上方^ニ取^ル米^貳斗^四升^ニ三分一^ニ直段^四十八^匁と^乗け^代銀^拾壹^反五^分貳
厘^と成^ルる^レ相^場六十^匁と^除し永^百九十^貳文^と得^ルる^レ又^関東^畑反

文正七... 卷之四

取貳斗四升と美直段壹石五斗と除う代亦百六十文と成る此百六十文は貳割増の一二と乘まば百九十貳文と成るより関東金相場六十文へ貳割減の八と乘まれば四拾八文と成る何れも関東より上方と貳割高の勘定する

一十分一大豆銀納と云々大豆の直段と書出し同の上極る処より前々の引付して定直段の場処もより総取米の千分一と大豆銀納は石代にて納む尤も引付して村より正大豆と納るもより大豆銀納正大豆納もるれ村方もより石三分一銀納十分一大豆銀納引残る米納は成るるより又村は依て訳りて定石代銀納の數定る米納の内銀納は成る村より或八年より不熟青米等多く上納米は成難く願石代を其數と極て銀納は成るもより備亦粟米成難き場処より又ハ皆畑等と皆銀

納の村方もより前々仕米と云々色の納方あるより右三分一銀納と云々上方中國西國とも平均を以て大方田方三分二畑方三分一程の積りて以て斯のて極るより上方の三分一銀納関東ハ畑方永取と云々ハ古へ何時の比より始りしや一向知とされども古來より相傳りしとあるべし

一 諸國石代直段之事

附買代之事 甲州雜穀直段之事 石代定書之事

諸國租稅石代の儀ハ古きより其始め審うるより上方の三分一銀納関東畑方永取貳石五斗代與羽共田畑半石代甲州買代大切小切と總て古き遺法を以て諸國とも古來より極る今も用ゆる石代直段の大祭と左記を何れも往古買高永高時代の遺法あるべく何の比

の村方もりりして奥羽全なる土地至て廣大なり米穀多ク出米を
どり斤部遠境を都會の地少きゆへ國中より米の捌方少く自ら米價
甚ど賤し然し前書の石代直段の土地の相場は引合を悉く下直極
ること考ふるに關東畑米武石五斗代は類し畑を田は六分違ひ四分劣
であるが關東の武石五斗代は實直段の壹石五斗は當年是と等しく奥
羽上り石の石代直段は六分違ひ米を八分實直段前書の通りなり成り大概
所の相場は近きものなり其上速國庁境を運送りたしきゆへ宥恕を
以て安直段より金納り成るるを見つる書面の國々の外遠國への往
古引付の石代何程も有べきなれども諸國の儀へ悉く知をかくし只傳
えの大槩を記すものなり

一 甲斐國の田畑米取りて石代色なる國中四郡の内山梨八代巨摩の三

郡の大切小切張紙直段のり又右三郡上米平均直段のり其内より河内
領へ金一兩より米壹石四斗四升替の定石代直段のり四郡の内都留郡
内領も田畑米取られども石代を關東並張紙直段のり然し極山中より
船の運送成難き場処ゆへ皆金納り郡内をめぐり山畑薄地多くして
雜穀の作る処なりが畑米直段の張紙は三割安と定る其上は其年の
雜穀直段の高下を以て石代直段と極るにたり甲州四郡の内笹子峠より
上郡留一郡と郡内領と唱へ外三郡と違ひ諸事關東並より國役金
も關東に属して依て大小切上米平均直段もふし大小切の訣を左に記す
但し雜穀直段の極方の去年の雜穀直段へ當年の畑米直段張紙三割
安に承け去年の畑米直段を以て除く當年の雜穀直段と得るなり充
り大豆粟稗蕎麥等其品限り夫々の直段極り金納り成る候令へ去年

の大豆石代直段二十五石より付十五兩は當年の張紙四十兩と三割安
より廿八兩と成る之と右の十五兩より兼け四十二兩と成る扱去年
の張紙三十五兩三割安廿四兩貳分即ち去年の畑米直段より之を以
て右の四十二兩を除く十七兩永百四十三文と成る之を當年の大豆
石代直段と極る其処の雜穀ハ其品限り夫々の直段の仕出より同
トシとス

一 關東の畑方永取りと米直段よりハ永壹貫文より米貳石五斗代と定法と
以右の貳石五斗代の始りの詳くるは之と雖も永高時代の遺法は
古来の諸國一畝扱の遺取より年貢の扱納めらるるは扱高ハ直より年貢
の納付の外は石高と女中の多く殊に其頃ハ穀物の價賤く永壹貫文
より扱五石と替ると云々は中古米納り成り五石摺の積りと半減

一 米貳石五斗の石代當時關東國より畑水と米より直以通法と成き
コレヨリ因て今も永高と結ぶるは永壹貫文より高五石替の定法なり又
管書より豊臣時代より徳川祖宗時代へ移り文祿慶長の比は米穀の價賤
く金壹兩より米五石替の定直段より成り其後米價追々貴く半減より貳
石五斗代と成り又貞享元祿の比より弥貴く右の半減壹石貳斗五升代
は命ぜりふ依て厘附の為永より直よりハ貳石五斗代と用ひ五箇年
平均等より實厘を見よる壹石貳斗五升代は是より此謂る由と記
したるは出所詳くるは前より扱高と半減して米貳石五斗代は定
りたるを扱りると思ふ何れも永高買高時代より起りたる石代と見
えり既に石代と買代とも唱ふてはる

一 關東米納めの内并申州郡内領田米定石代金納り之を張紙直段

七用も又子細ありて定石代の外は願石代とて金納をさるるなり張紙直
段の上糶増ありて口米寺ハ張紙一三両高より上方中國四國西國北國
奥羽共上とも石代金納より其國より米相場と書出せ場処五箇
処三箇処充極ありて上米平均直段は何斗高或ハ何兩増何多増とい
る定法ありて取調への上石代直段と極め金納をさるるなり張紙直
段と其國との相場書と以て石代直段と極ると慶長年間始りて
と見ゆれども糶増最段等の定格は何もる時代より始りてと云て詳
このあり其頃張紙と城内中の口は張りて江戸東城築營の時分を戦
國の余風とて武士と武術のこゝ添み諸士の内は笑勘と勤る人少き故
越後屋手代いとも城内へるし中の口はあちを國との收納勘定等と命
じ中の口は長持一掉置其内は諸帳面と入る其上は其年々の直段書と

張置り其後治世に成り武士も笑術を心掛け今の勘定役と撰出し
て勘定処と云役処始りてこれ其遺風と以て今も三季張紙出とが中
の口の向ふは張と云傳ふ然るも越後屋手代の城内は出ると審る
らざる説あり案なるよ中の口を諸士尊身出入の所なるが諸人見易
らん為り古来より張米してゆらん

一諸石代の儀は付ての規定書

近年貢米二條江戸東大坂御蔵納の節於船中大沢手小沢手更米色替り
鼠喰の類并に米性不宜蔵納は難成り買納等可致苦よハスども左様
りてを納名主等久く致留品と入用も掛り小間米差支無節ハ金
納に可申付り石金納の儀ハ米納國との直段は不構二條江戸上大坂
共其時の張紙直段米三十五石に付金四兩高銀納の場処ハ右割合と以

て三分一直段米壹石付銀五匁高の積りくまへく山

但し三分一金納無之定石代有之國々の右定石代と元立三分一直

段割公足通と以て可相伺

一用付残置小作物成の内段渡残米金納い其時の張紙直段と以て

可相伺

寅七月

右の書付と年号不分明と何の寅と云と詳らるる併し享保年中神
尾若狭守勘定奉行のとれ色と政事と改革せし由故多分ハ享保十九寅
年より出さる書付とあらべき欲

一関東武石五斗代壹石武斗五斗代發之事

是れ貫代と唱つべきものなり石代のこと前条に委しく記せしむる往古

より國々の貫代定りたる定法なり関東の武石五斗代壹石武斗五斗代
と云り年々米相場の高下より均らざるは又右の石代と以て納るるはあ
らば田畑の免何程の村と見るる米の其俵姿なるものハ其負數と高
は除き免り知るるといへども永ハ米は直さざるは免の割り成し難
きは依て畑の永納と依り米は直さるる用貫代あり一村の厘と付るる
る武石五斗代を用ひ五箇年平均厘の高下と見ると壹石武斗五斗代
と用の元米武石五斗代と云り前記を処の廿貫百石五取より發り高
百石の地田方五十石畑方五十石と見て何きり五取りと元米廿五石充
らる然きる畑の取米廿五石より當りて田畑六分違と兼け拾五石
の實米と云し田の實米廿五石と加へ四拾石高百石と實を四取られ
ば畑の取米廿五石と云るゆえ五取と云古の亦高廿貫文と高百石と

大正十二年 一月 二日

い招くるるや時代詳らるるれども慶安二五年郷帳始りたる其此
より前の定直段よりべし又貞享元祿の比を穀の價貴く石五斗代の半
減壹石貳斗五升代へ成る由或書に見ゆれども據ある出処より其
後享保に至り弥貴く成りし付享保七寅年より水壹貫又水壹石代り
五箇年平均の厘付と致さば昔命がきき置る壹石代へ成し程より
元文元辰年より又又古来の壹石貳斗五升代へ成りし石兩条異議の據
るれども何を水高の時代より石高より移りて水其貴く高貴石より替り
ち村高の概高なるが水壹貫より概五石も高五石も同然なり夫と五取
り一々米貳石五斗代へ入るる米は買百石より發りたるて見へり
但し郷帳とは相違り米は直に早築石五斗代へ水は四斗を除
り壹石貳斗五升代へ入るる割る之と四概八概と云ひ石五斗代を

其村の其年の厘付ありたる之と実厘と云ひ壹石貳斗五升代と五箇
年平均の厘を用ゆるゆへ虚厘と云説ゆるとも先輩小宮山氏の説よ
り當時の直段より近き方と実厘とし遠き方と虚厘とする由此説相傳
あるべし虚厘実厘の二つ既より前より之と記し

一 相場書之事

上方勅諸國石代金納し用る相場書のこと其國より市店取相場河岸場等
の親同屋よりより相場書と差出せし一國より五箇処三箇処迄極りあり
て毎年十月十五日より晦日まで毎日上中下米の相場書と親屋よりよ
り支配役処へ差出し料処の代官先締手代私領へ領主地頭役人奥印を
し其処よりより代官方へ差出せば代官役処より十六日分の上米を平
均して其國の定法何斗高或は何両何匁増と加へ國より代官より勅定処

廻米方へ差出し吟味の上石代直段極り其直段と以て年々定りたる定
石代と金納とをさうり又風水早虫の損毛等々米性悪く米納り成り
難き方又何ぞ子細りて願石代と唱へ石敷吟味の上相伺ひ石代金納
一成りたり是は定石代直段の上何程高し直段と糶増の定法たりて
金納と又小物成高掛り物米等の米納り稀し有るも多きを石代金納
は成る直段の定石代直段と用も口米の定法の糶上りて因東の張
紙直段より二兩増より尤も國より色く納方もりて一様なるがれど
小大抵右の趣あり

一 右石代に用る外は因東筋上方筋より毎年正月四月七月十月と一年よ
四度充朔日より晦日と日々上中下米麦の錢相場書々代官支配限り
書出と場処五箇処三箇処充定りたりて之と穀屋より書出させ代
官より勘定処へ差出し右の相場と以て普請扶持米夫食糧備養糧管等
代金と金蔵より相渡る節の直段は用り尤も何と下米下麦の直段
あり之を正四七十の相場書とさるり

一 種代之事

一 種代と云は奥州上伊達郡磐城の内より石代より田畑米取りと取
米残らば七石替の安石代とて田畑惣取米金納り成る村方なり之と一
種代村と云尤も多しあし又置場と云村方なり之は元外村並半石
半水の村方なりと認りて一種代と成る村なりとて信夫岩守
多伊達共は郡邊の半石半水とて田畑取米半分の金壹兩と米七石替の
石代金納るれども一種代の米納る残らば七石替の金納り一種代
と云名目何の謂と以て唱るる古米より引付しを認め知れども安石

代一種々納むると云ふよりりるべき欲尚考へべし

一 甲州大切小切之事

甲州四郡の内巨摩山梨八代の三郡は大切小切と云石代より是は信玄時代より始り右三郡田畑米取を本途見取惣取米の三分一と小切と云ひ安石代金壹両は米四石壹斗四升替り残り三分二の内又三分一と大切と唱へ張紙直段と云金納し其余の米納り其米納の内は定金納り張紙直段と云金納る村より小切の發り信玄領國の節は戦國之初りれが商賣の當り薄く穀の價も悉く賤く云水壹貫文は米五石余も驚き石代は五石壹斗余も由其初り甲州は過念金とて年貢の内は高直段と云納りてより之を軍用金と云付米納の内三分一と小切と唱へ過念金の内より石代直段より凡そ二割高四石壹斗

四升替りて以て九月中金納るを由其頃ハ初納り付甲州州三斗と武斗式升と初書儀とし今の京料より六斗六升は成る五合四勺五才余の摺りて米二千六升則ち壹儀あり今甲州は三千六升入右の初拾壹儀半とて小切金壹兩納り此頃ハ小判歩判等未だ始り京料とて米四石壹斗四升一當り其後武田氏没落し甲州一圓徳川氏は屬せると雖も信玄の政事と改革を其後今武田氏の制と以てあるゆへは小切も古来の通り四石壹斗四升替り金納り武田時代より高直段とて過念金と云れども時世押移り米穀の價も高く成り當時より至ての安直段とて多分の救助あり右の説ハ柳沢家甲州領國の節其臣佐藤政右エ門恒佐と云人の乳しとる由或書見ゆまは天正文祿の頃より共永壹貫文は米五石驚りて云余り價安く不審の説より併し其比は米

又七に七の川集 卷之四 表入

五石余其後正保度安の比石五斗天和貞享時分の壹石貳斗五升と
段々半減に成りて古書彼此に見ゆれば永祿元龜の比を右の價に
我れ知事代扱大切と張敷直段と極るを徳川時代と成ての法ゆれば
古米武田氏領國の砌りの石五石壹斗五升の直段を用ひるや古傳え
ゆりく小切直段の外石代直段も知事代書物より見當るるてり

一諸國俵入之事

本朝米苞の量數延喜式凡八納運米五斗為俵仍以三俵為駄自余雜物
又準此其遠路國者對量減せりゆれば往古の五斗入り定りてると見ゆ
當時の國々の俵入悉く異同ありて關東の三斗五升入りたりとも俵入を
壹俵の貳斗充と加へ三斗七升入りたり出羽國上村山郡前ハ三斗七升入
田川由利館海後郡の四斗八升入甲州の三斗六升入奥州上岩城郡奥州

の一國 并は美作國ハ三斗三升入奥州上白川郡若福島郡并は越後
越前三河遠江駿河美濃丹後但馬備後四斗八升尾張摂津播磨前豊後
肥後ハ五斗入りたり料処の内ハ此の如き俵入の差あり此外ハ料処
ハ俵入の異同何程ありし私領方ハ其況て國々の俵入區々ある
が關東の私領ハ上州ハ四斗貳升又ハ四斗三升入下総ハ三斗九
升又ハ四斗八升後國ハ三斗三升入りて壹俵ハ口米壹斗充と加へ三斗
四升入りたり此外諸國ハ遠い多のるべくれども其大畧と記せり
一關東の國々壹俵ハ三斗五升入と極る終りの中古 日本國中料処の
取道先難りて平年三箇年と平準し免三箇五六分當り高百石ハ
米三拾五石程あり依て壹俵ハ三斗五升入と極め蔵前取の面々知行
高百石百俵の定法に成り其後享保六五年より同十五戌平斗で十箇

年の内中分り當る年と平均して料外高凡四百廿万石余此本途取米百拾九万四千八百石余金倉壹万五千五百兩余此取百五拾万六白石余免三箇五分七厘余當りよし代官辻六郎左工門相様し同人の書記見見えし故に年々作方の豊凶のゆゑに古令格別の違ひありぬれど一耕三箇五方の免い実の當りぬし

一石儀入のて中古の蔵納米斗料より山盛計りしゆへ三斗五升入壹俵の四斗余り入り其後山盛と料極と極落と納むべき旨命せしむる故壹式升り入り減りて下民の救助と成る尚又元和二辰年民家救助として三斗五升又式升の延米を加へ三斗七升入とし此七升目と山計りしゆへ納む其後何の比も三斗七升の上は延米式升を加へ三斗九升とし納めしるるゆゑ由りぬれども此事は一兩年して止む又元の三斗七升

山計りし成り今其通りの納めし

一往古小給の面々へと勝手の者上田の場処と宛行と三斗五升入又式升の延米を成し其上は又五升を加へ四斗式升俵納り成る今蔵入し五斗の俵入りなり私領上知又ハ國番村者等と料外に成り私領引付は以て古来の俵入りと納りぬれり關東の内より私領を種々の俵入り既ハ武州新坐郡野火止領あどの料目ハ四斗式升入し納の俵入を三斗五升の勘定に致すゆへ壹俵は七升充の延米にあらは是則ち右ハ往古の遺風と見えし

一甲州の年貢前ハ納納りし俵入を壹俵ハ甲州料式斗式升入あり甲州料ハ武田信玄時代の遺法と今ハ京料三斗升入と甲州料壹斗と去當時も都て三斗科と用ゆ尤も京料は用と雖も稀のこけり穀物の相場等ハ

三升掛と何斗何升と唱へ又京料と用るとなる京料何程と断らざれば
 甲州一國の者ハ今ハ不承知あり甲州料ハ免許の料坐甲府よりなりと
 江戸練料坐と用ひ然し京料ハ江戸坐と用ひ又京料三升入と一升
 と去一升五合入と半と去七合五勺入と小半と唱へ諸色賣買も半小
 半と唱へ掛目と去り右料式斗式升入ハ京料と六斗六升より之と
 五合摺よりねば米三斗三升より成べき処扱性宜きゆへは米摺も多し故
 一六斗六升入の扱米と三斗六升と立ると見へ甲州米壹俵ハ三
 斗六升入多し此割合りてハ五合四勺五才余の摺も當り又往古扱納の
 ところ日本一級と雖も甲州ハ世上米納成る後追々扱納は致さる
 由り今ハ米納ハ何の頃より始りたるや時代詳し知難し

一 四箇物成三箇五分物成之事

四箇物成三箇五分物成のて高百石と去ハ元米扱百石と米より
 四拾石あるらり三拾五石あるらりて何より扱摺より起り四斗俵
 三斗五升俵と去と出葉くる申 鈴録と去書見ゆれば何程不出葉の
 稻もとも无難の稻ハ四合摺三合五勺摺と去扱ハ先ハあるとて大聚
 四合五六勺より五合六合位ハ摺りぬる高百石ハ元米扱百石と去
 たりて往古扱納の節ハ百姓作り出しぬる扱と残らば地頭へ取らば
 らば四分之五分上納の積りぬる石高始らる以前永高貴高或ハ町歩
 くと知行しぬる扱何程と納りぬる依り候令ハ扱百石納りば地頭
 一と米より五拾石ある付石高始りて則ち扱の石数と石高とし五
 取の積りぬる米五拾石より扱納りぬる又石高始りて米納成りぬ
 同様のり右のて扱摺の勘定と四取三五分取と残らば年貢と取て

改正地方凡例録 卷之四 本石計立

百姓作徳かたやうに成ゆき何と以て耕作と管むべきや鈔録の説
 甚だ不審なり四成五分成と云へ今の厘村の工として高百石の取米四
 拾石三拾五石免よしく四取三五分取に當り知行物成依取の面々俵入
 の枘数と以て去言葉より諸庶方の家中知行渡の節右の免令に相當し
 て其家より四斗入百俵と百石と立るものなり三斗五升入百俵と百石
 と云ふの意は前条に去り徳川家の蔵前取にまぐと三斗五升入りを
 百石ハ百俵より私領も多しハ三五分物成あれども四物成の家も多し
 又四斗式三升入より百俵百石と渡るものなり或は三斗三升四升七
 升もの入りと百石百俵の家より然るもの領地知行替等の物成詰
 め成て三五分の定法とす

一本石計立之事

本石計立ハ上方奥東第一跡より上方前へまぐて本石と出
 さしと計立納めたり奥東の納米三斗五升と三斗七升と納めと本
 石計立と云元ハ関ハ川伊豆駿河三河遠江此國ハ本石計立相止み上方前同様計
 祿十六末年より駿河遠江三河三箇國ハ本石計立相止み上方前同様計
 立納め成りたり本石計立と云々石数ハ三七と掛三五とを除ぐ三十五
 升ハ式外充の余米加り三斗七升ハ成り帳面等と仕組むる候令ハ年貢
 米本石百五拾石此計立百五拾八石五斗七升壹合此俵四百五拾三俵式
 升壹合とある本石ハ百五拾石あれ共三斗五升ハ式外充の余米加る
 計立と云右余米加りたる米と三斗五升入の俵直以勘定よハ三斗五
 升と俵直し致せども納の俵入と三斗七升充入るは村本石百五拾石
 の米納成ては実の枘目ハ百六拾七石六斗三升壹合と成り三斗五升

改正地方仙録

三

山形地方の金...
を儀直し致し儀入の三斗七升充入るは付壹儀の式升充の書面...
きん空の増成りより上方前計立と云へ元來本米計立成るる負數と
出まふへ本石と出さば假令バ三拾七石と云米則ち計立成との三拾
七石あり此本石と見るは三七斗を除き三五斗乘まへ本石三拾五石
と成る然るば本石ハ三拾五石と勘定立る処ハ三拾七石あれども
關東伊豆の外ハ都て本石計立の名目と書面は出さるるゆえ計立成
るる米とも又ハ本石とも書面を分る分る勿論上方筋を計立と
唱ふるは都て勘定処より割賦物ハ六尺給米宿入用米ハ本石より
其外の割物ハ大方計立成るる負數と割出と云へは是れを計
立しと云へと云漸くふし古來ハ關東ハ本石計立の差別ありし
何の比より三斗五升入壹儀付式升充の余米と加へ之と土用尺と

名ハ是より關東ハ通法と成り本石計立の名目も立し由あり此余米の
てと出目米とも延米とも得る輩も何れも出目米と云へ國々
りして上州高崎領より一壹石ハ四斗六升の出目羽州詳を式斗の出目
等と國々由て負數も差ハ本途の外別一年貢米の石數と樹て納る
と云何れも元米救摺より起りしと云へ四斗六升と七合三勺摺式斗を
六合摺より此余米出く本途の外は納るてかり關東ハ本石計立ハ年貢
の内は量とを掛目の増の外への出目米延米とハ格別なりれも本石
計立のりる國々ハ出目米を料処ハ計立のて右の通りあれども關
東もも私領ハ三斗九升の納りり又四斗式升の納りり何れも
本石と三斗五升あるは三斗九升の納りれども四升の計立出目成り
四斗式升の納り七升の出目あれども私領より大方計立ハ為さ

山形地方の金...
三斗七升

るのへ穀数と頭さへ石と俵は直に石の實用にてハ三五は除て俵数
 と出せども俵入は三斗九升或ハ四斗式升入は付書面は出さへ石数の
 増らさるる然れども本石と去々三斗五升と心得るハ僻事なり關東の
 本石と三斗五升あれども上方筋余國ハ然らば四斗式升入の本石
 を四斗三斗六升入の本石ハ三斗四升五斗入を四斗八升と百姓より
 納る処々何れも式升充の計立出自と加え取立まらば本石と去名目不
 く俵入の内は計立の出自をかり居て其加えらば掛目と何斗何升入と
 通用するもの本石ハ頭さへ又關東のハ本石と立るとハ三斗五升入百
 俵と免三五分の勘定と百石の物成と見積るゆへ本石と見るととふ
 り依て上方遠國ハ本石の名目あくまで計り立たり
 一 張紙直段計立三拾五石ハ付何拾何兩とゆると計立する米三拾五石ハ

て直段と極るゆへあり納米ハ三拾五石と本石とて之ハ計立式
 升と加え俵は直して納るといへども渡米ハ計立式成ると米何百何拾
 石と為す付本石あり計立の米あり
 一 在大豆餅米等の納め物と本石實数と去ハ心得違ふと之ハ色成ると何
 とも計立のともあり
 一 六尺給米宿人用米ハ臨時の高役ゆへ前より本石納るる古米勘定処
 より割賦するると何拾何石本石と書付たりり近來ハ勘定処混雜ゆへ
 う間違あるともなり享保十七年餅代金納の節本石と書付たりり間
 違の由より其後札の上計立の實数ハ決着せしとたりりり
 一 檢地仕方の補闕耕地繪図認方の事
 是を檢見以前村役人地主立合不同と見様立毛見合のり内見帳と差

現正地方別御録 卷之四下 耕地繪図

出ると其村々の耕地繪圖右の如く認め差出さるるなりと有り

耕 地 繪 圖



右の通繪圖ありて々村方角り知とさるる故内見帳と共に差出さるる也但し飛地他領入組の地所と夫々色分りてんべし
檢地の三の巻
 詳らるるなり

一郡縣封建之制并ニ西洋各國政体之事

和漢國々建るの大法ニツリ一々郡縣と云ひ一々封建と云郡縣の法
 る天下一紛

禁裏の所領より國々へを年限を極め公家方任官と其國の政事と
 執り行ふ是を郡縣と云封建の制の國々は諸侯と封じ其地の政事其
 領主其地頭を委任と

朝廷より所構ひあり是を封建と云
 皇國の上古と國々を君長より封建の趣ありて上世の事のみ其法
 詳らるる人皇第十二代

景行天皇第十三代

成務天皇の御宇より右國々の君長王化は服せざるものと是を平らげ

聖德太子御製金剛經卷之四下
三

光仁天皇第五十一代

桓武天皇の御守より軍事打續き天下の民柔弱ありの農と營と勇壯あり者と武事と訓練し右西氏の旗下一屬し源氏の家人平家の家人ふらく各々黨と立ち至り兵士と農民と漸く分るるに至り貞觀延喜以來百度廢弛し上下懸隔し諸國の兵士軍功を以て爵を賜り衛府の官左兵衛右兵衛左衛門右衛門の類ありと稱し武士の名格めて起り其勢ひ次第強く其上西域の佛法

皇國は渡りし以後 所代と寄附地等是なり寺社の領地追々強大に成或僧猶祝國司の下知を用ひ其甚しは至ると柵と結ひ兵と集め王命は叛き奉り我意を慕う兇暴の拳動是なるより第七十二代後三條天皇其惡弊を所改正らるべしと種々宸襟と惱まされ玉ひし

と心恨らくを所在位長くよしゆさぐ 兩所の後々ス旧々復し承保より天仁に至り諸庄國天下に充滿し守介の支配する所へ僅に一二分と成り國司其任國を就る其國々の豪族武士を目代とし復し其國の政令を進退せしむを武家の勢益々強大あり然るは

鳥羽上皇崩後介平忠盛と寛遇のくせを刑部卿に任し昇殿と聽され其子清盛平治元年源信賴を覺て平定せしより官秩電祿其門に集り其身の大政大臣に近身進し方機の政を掌握し平氏一族の知行三拾余國に庄園五百余箇處に及べり是より領地の年貢を家人に取立させ右目代と用ひざることを成行たり此時より源賴朝

後白河法皇の院宣を奉り本曾我仲之追討し平家の一族を西海に感かし初て鎌倉の幕府を開き日本總追捕使征夷大將軍と任じ諸國の武士を

後三條天皇御製金剛經卷之四下
三

挙て其指揮は従へしめ自ら相模武蔵上総下総安房伊豆信濃越後等々
領ししれども

朝廷より其後を捨置られ割へ大功田百町と給りり 尚願は任せ豊後國
と下されしより 國家の大権武家は既し國司の外より守護を置き

禁裏の所領を守らせ公家の庄園は地頭を置て其取締を致させ猶兵
糧米を号し権門勢家の領地とも論せ別段米五升と出させ國々の

家人を追領地を増し國宣廳の催しと怒緒し郡縣の制殆んと廢絶
以第九十七代

後醍醐天皇北條高時を暴横と逆鱗在し中興の所企らりしより武家の心
と收めんが為め足利兄弟を武藏下総常陸遠江と賜ひ新田兄弟を上野

播磨駿河越後と賜ひ楠正成を播津河内和泉と賜ひ其外軍功の甲乙は
より一箇國或は五六箇庄と賜りり既し封建の勢いと催せり其後足利

氏將軍の時に至りては海内の政權其掌握を既し其家人の功なる者は
國郡と手へ守護職を以先其一族を鎌倉の管領足利を馬頭直義と関

八州は奥羽は今の分割と領し斯波義時を越前美濃尾張を領し其家臣
ある細川頼春等を讃岐河波攝津丹後と領し畠山基國等河内紀伊越中

と領し大内政弘等安藝周防長門豊後と領し赤松圓心山名宗全等但馬
播磨備前伯耆因幡美作石見と分領し京極六角氏近江出雲隠岐飛騨と

領し一色氏丹後と領し土岐氏濃州北邊郡と領し武田村上諏訪等の諸
家甲斐信濃と領し今川氏駿州遠州三州と領し西國は河野大友東國

は佐竹結城千葉等の諸家其國々を分領し國司の任竟を廢絶し
禁裏仙洞を院官方の所領と除き天下の租税全く守護職へ納る様を成

改正地方凡例 卷之四下

り始て封建の形と顕く是より後足利將軍義政の時より至り群雄党々
結び其領國を割拠し足利家の政令を以て陪臣とて諫詰村上の武
田富樫の長尾大友の重造寺細川の三好赤松の浦上大内の陶京極の茂
井土岐の有藤等戰爭掠奪天下大に亂る

王室の衰微爰に至り極まり斯く

正親町天皇の御宇永祿元龜の頃織田氏斯波の陪臣より起り近畿十八箇
國を平定し

朝廷を尊奉し

禁裏を造営せしむるも其功半ならず逆臣明智光秀が為り弑せ
きし其臣羽柴秀吉毛利家と和を結ひ中國より馳上り織田の一族諸
臣を指揮し山崎の戦ひ光秀を誅戮せしむる羽柴の威名遠近に震

ひ遂に四方を討畧し降る者々撫逆の者々討殺せしむる海内を平均し

諸功臣を各國に封じ全く封建の形を成せり是より后

後陽成天皇の御宇慶長五年八月関ヶ原の役より一々家宇悉く徳川氏に

飯せし后々大坂落城以前隨從の士を譜代と唱へ落城已後版原の士を

外様と稱し譜代八千廿三家外様八十六家同門の士八家賓礼の士十八

家と夫と差別あり日本石高二千八百拾九万石の内二十万石を忠

勤の大小名に与ふる是を本領と稱し八百十九万石を將軍家の御料

所と唱へ御封建の世と成り右々

皇國沿革の概略より古今政度の变迁租税の強弱なる所あり地方の

携する人々其大畧を辨るべきなり其の所ありしと記すものあり

但し西洋へ國々々々右郡縣封建の外に貴族會議を其國の貴族名

改正地方凡例 卷之四下 圖号

家相集り國政を行ふとアリストカラレシと云又共和政治とて門地貴賤を論ず人望ある者と立て主長とし國民一同協議して政事をあはれ之とレボフラスと云ひ或ハ立君特裁とて魯西亞漢土等の如き政治をテスホツトと云ひ又立君定待とて國に二王ありとワレトヨ一定の國法ありて君の權威を抑制をスルヲ歐羅巴の諸國此制度を用ふるもの多し尚其委しきところ洋書を見て知るべし

一 國号郡名郷名之事

上古の國号郡名郷名とも或は三字或は二字又ハ一字元朝志或ハ木の國等の類ありを用ひ字數定らん然るは和銅六年五月の詔に畿内七道諸國郡郷名著好字と見へ又延喜民部式に凡諸國郡内郡里等名並用二字必取嘉名と見えり此時より國郡郷名の文字定りしとあるべし又

皇國上古の國号國史に散見する處左の如し

- | | | |
|---------|-------|--------|
| 葦原中國 | 水穗國 | 豐葦原水穗國 |
| 夜麻登 | 秋津島 | 師水島 |
| 浦安國 | 師磯島倭國 | 虛見津倭國 |
| 細戈千足國 | 倭 | 和 |
| 和奴國 | 礮取盧島 | 大倭國 |
| 日本 | 比能母登 | 野馬臺 |
| 大日本豊秋津洲 | 大八洲 | 大八島 |

石の大八島と云々於路洲伊豫二名洲筑紫洲壹岐洲對馬洲佐渡州隱岐洲大日本豊秋津洲の八洲と云是を其土地の廣狹を論ぜ左の國のてく海水の隔を以て國と分られしと見えり

改正北の凡例
卷之四



人皇第十二代

成務天皇五年秋九月 畧則隔山川而分國隨所定邑里因以東西為日縱
南北為日横 山陽曰景面 山陰曰背面 日本紀見ゆれど 後世の
際やうある工のあつしあふべし 古事記の陸奥の岩城の國は常陸
の沖國造とらり又日本紀の春日國萬葉の吉野國初瀬國と云々

改正北の凡例

卷之四

三十一

制度通新策は百四十四國と記せると田事記の國造本記に校するや
 信し難し情後より一國と二國より三四國より割又と二三箇國と一國
 以併せ或は上古と國名より今郡名とあり又古へを郡名より今國
 名と成するもの其御世々々増減ありて天長元年に至り六十六
 箇國二島を加へ全六十八箇國と定まる尚方今奥羽蝦夷の分割
國名等初篇は委しく記し
 一 郡名を類聚國史國造の條に延喜十巳年三月詔曰昔推波朝始置諸郡と
 あり併し諸書の異同ありて延喜式は五百九十郡和名抄は五
 百九十二郡神皇正統紀は五百九十四郡拾芥抄は六百四郡太子傳
 は五百七十八郡和漢三才圖繪は六百三十二郡とあり是を其世々
 増減ありしあべし方今と五畿七道より六百三十八郡之は北海
 道八十六郡と合せ七百廿四郡と成する

一 郡名和名抄は詳しあれども今世不用の儀ゆへ之を記さば

古今租税名目之事

日本和名は年貢の事多知加良と云り是を田力とて民の力を以て作
 りし米穀あればあり又大知加良と云都て地租のことと云ふ
 り年貢と司る役人主税と云ふ訓にあり又年貢の事古事記はを
 御調延喜式より地子東堅は八年貢或は乃貢又を清物と云ふあり又日
 次記は物成と云り徳川家より取箇成箇物成又関東より年貢の
 内夏納も夏成と唱へ又田畑の年貢を本途と云ひ其外諸役運上真加
 永分一等の類を小物成と唱ふなり是等の前後篇
委しく記せり
 一 漢土より田賦積賦租税賦田税礼王田租魏年量蠲税子地稅文獻朝
 鮮より年助と云又西洋よりレンテと唱ふ申旨是年貢の事あり

改正地方所領金一巻之四下
三十七

一日本國總石高之事

元祿元戊辰年日本國所料所私領寺領社領等に至るまで總石高は改り
り其後百四十九年を経る天保七申年又々増減御改正あり
皇國の總石高左の如し

山城

元祿高廿七万四千二百五十七石七斗八升八合壹勺六才
天保高廿三万百三十壹石七斗六升八勺六才

大和

元祿高五十万四千九百九十七石三斗八合六勺八才
天保高五十万三千三百五十壹石六斗九升壹勺五勺六才

河内

元祿高廿七万六千三百廿九石八斗二升九合五勺四才
天保高廿九万三千七百八十六石六斗六升四合五勺

和泉

元祿高十六万六千六百九十二石壹斗二升六合四勺
天保高十七万二千八百四十七石九斗八升六合

攝津

元祿高三十九万二千七百七石六斗九升九合八勺七才
天保高四十壹万七千三百九十九石壹斗二升七合

伊賀

元祿高十壹万五百四十石二合
天保高十壹万九千九百六十五石三斗三升六合

伊勢

元祿高六十二万二千廿七石四斗四升二合
天保高七十壹万六千四百五十一石四斗九升二合七勺

志摩

元祿高二万六千六百六十四石壹合
天保高二万四千四百七十七石三斗九升八合

尾張

元祿高五十二万四千四百八十八石五斗壹升八合
天保高五十四万五千八百七十三石七斗九升三合

三河

元祿高三十八万三千四百三十三石四斗四升二合二勺
天保高四十六万六千八十八石七斗四升六合八勺

改正地方所領

卷之四下

三十七

遠江

元祿高三十二万八千六百五十壹石四斗三升六合五勺八才

天保高三十六万九千五百五十二石五斗七升五合壹勺八才

元祿高廿三万七千九百三十七石四斗七合二勺八才

天保高廿五万五百三十八石七斗五升三合九勺

元祿高廿五万三千廿三百二十七升壹合三勺

天保高三十壹万二千五百五十九石三斗二升九合四勺九才

元祿高八万三千七百九十一石二斗八升二合三勺五才

天保高八万四千七百七十一石二斗九升三合六勺二才

元祿高廿五万八千二百十六石五斗八升二合四勺

天保高廿八万六千七百十九石七斗五升六合八勺九才

相模

伊豆

甲斐

駿河

永高

千三百四十六貫六百七十文

武蔵

元祿高百十六万七千八百六十二石九斗八升三合三勺九才

天保高百廿八万四千四百三十一石六升八合二勺

元祿高九万三千八百八十六石二斗一升二合三勺

天保高九万五千七百三十六石二斗一升九合七勺

元祿高三十九万四千百十三石九斗五升四合一勺一才

天保高四十二万五百八十四石四斗五升三合四勺一才

元祿高五十六万八千三百三十一石一斗一升三合七勺四才

天保高六十八万四千六十二石六斗三升一合六勺六才

元祿高九十万三千七百七十八石四斗五升八合

天保高百万五千七百七石四斗九升九合三勺

元祿高八十三万六千八百廿九石七斗三升七勺八才

天保高八十五万三千九百五十五石三斗五合五勺一才

常陸

下総

上総

安房

近江

近江

美濃

元禄高六十四万二千一百一石五斗三合

天保高六十九万九千七百六十四石三斗二升一合六勺六才

元禄高四万四千四百六十九石二斗一升九合

天保高五万六千六百二石三斗九合

信濃

元禄高六十一万五千八百十八石七斗三升七合五勺四才

天保高七十六万七千七百八十八石壹升七合六勺

元禄高五十九万八千四百四十四石四斗四升八合八勺七才

天保高六十三万七千三百三拾壹石六斗三升三合壹勺

上野

元禄高六十八万七千七百二石八斗壹合四勺六才

天保高七十六万九千九百五石二斗七合三勺

下野

元禄高百九十二万九千九百三十四石八斗八升七合四勺五才

天保高二百八十七万四千二百三十九石五斗九合八勺八才

出羽

目今二成

元禄高百廿九万五千三百廿三石五斗二升壹合四勺五才

天保高八万八千二百八十壹石五斗二升二合四勺

若狭

元禄高六十八万四千二百七十壹石八斗九合六勺

天保高六十八万九千三百四石八斗壹升九合八勺五才

越前

元禄高四十三万八千二百八十壹石七斗七升

天保高四十八万三千六百六十五石八斗四升八合七勺

能登

元禄高廿三万九千二百八石七斗九升五合四勺

天保高廿七万五千三百六十九石九斗九升二勺壹才

越中

元禄高六十壹万石壹斗

天保高八十八万八千八百四斗六升壹合八勺三才

政事考
卷之四
石部

越後

元祿高八十二万六千七百七十五石七斗三升七勺七方

天保高百十四万二千五百五十五石三升五合八勺五方

元祿高十三万三百七十三石九斗壹升壹合

天保高十三万二千五百六十五石四斗九升壹合

元祿高廿九万三千四百四十九石五斗四升七合四勺

天保高三十四万四千三百三十六石二斗六升八合六勺七方

元祿高十四万五千八百二十壹石壹斗八升二合

天保高十四万七千六百十四石八斗四合四勺六方

元祿高十三万六百七十三石二斗三升五合

天保高十四万四千三百十三石八升四合三勺

元祿高十七万七百廿八石二斗八升九合

天保高十七万七千八百四十四石六斗二升四合

伯耆

元祿高十九万四千四百十六石五斗六升七合

天保高廿壹万七千九百九十石八斗二升二合二勺八方

元祿高廿八万二千四百八十九石七斗三升九合

天保高三十万二千六百廿七石四斗六升五合

元祿高十四万二千四百九十九石二斗三升五合

天保高十七万二千二百九石七斗六升八合三勺二方

元祿高壹万二千六百六十五石二斗三合

天保高壹万二千五百五十九石六斗

元祿高五十六万八千五百十七石五斗七升九合

天保高六十五万九千九百六十四石八斗壹升二合三勺

元祿高廿五万九千三百五十三石七斗壹合

天保高廿六万二千九十九石九升八合

天保高廿六万二千九十九石九升八合

二四上

因幡

但馬

丹後

丹波

佐渡

美作

播磨

隱岐

石見

出雲

備前

元禄高廿八万九千二百廿四石七斗壹升

天保高四十壹万六千五百八十壹石八斗五升四合

元禄高三十二万四千四百五十五石六斗二升三合

天保高三十六万三千九百十五石六斗壹升四合二勺壹分

元禄高廿九万五千六百七十八石八斗八升八合

天保高三十壹万二千五百四十四石九斗壹升二合

元禄高廿六万九千四百七十八石三斗壹升

天保高三十壹万六千四百八十八石四斗八升九合

元禄高廿万二千七百八十七石六斗七升

天保高四十八万九千四百廿八石六斗七升七合

元禄高十六万六千六百廿三石六斗四升八合

天保高四十万四千八百五十三石三斗三升三合

周防

安藝

備後

備中

長門

紀伊

元禄高三十九万七千六百六十八石壹升九合

天保高四十四万八千五百八十八石三斗七升七合七勺壹分

元禄高七万九千四百廿八石壹斗

天保高九万七千六百六十四石七斗八升四合

元禄高十九万三千八百六十二石二斗八升五合

天保高廿六万八千八百九十四石三斗九升九合

元禄高十八万六千三百九十四石四升壹合

天保高廿九万三千三百廿二石五升六合四勺

元禄高四十二万九千六百六十三石二斗五升八合五勺四分

天保高四十六万九百九十七石六斗三升九合三勺八分

元禄高廿六万八千四百八十四石九斗七升四合

天保高三十三万廿六石五斗二升

土佐

伊豫

讃岐

阿波

淡路

筑前

元祿高六十万六千九百八十壹石四斗二升

天保高六十五万七千七百八十三石二斗七升八合四勺

筑後

元祿高三十三万四千四百九十七石七斗六升九合

天保高三十七万五千五百八十八石九升七合八勺

豊前

元祿高廿七万三千八百壹石八斗四升八合三勺

天保高三十六万八千九百十三石六斗四升五勺

豊後

元祿高三十六万九千五百四十六石七斗九升壹合六勺

天保高四十壹万七千五百十四石二斗二升七合壹勺

肥前

元祿高五十七万二千二百八十四石壹斗三升三合壹勺

天保高七十万六千四百七十石七斗二升三合壹勺

肥後

元祿高五十六万三千八百五十七石壹斗七升八合

天保高六十壹万九千九百廿石二斗九升壹合五勺

日向

元祿高三十万九千九百五十四石五斗二升八合壹勺七勺

天保高三十四万百廿八石八斗六升壹合五勺九勺

大隅

元祿高十七万八百三十三石四斗五升壹合

天保高無増減

薩摩

元祿高三十壹万五千五百五石六斗壹勺二勺

天保高無増減

壹岐

元祿高壹万八千七十二石八斗六合

天保高三万二千七百四十二石九斗二升壹合

對馬

國高無之

元祿改高合

二千五百七十八万六千九百廿九石六斗四合五勺八勺

改正補訂地方凡例錄卷之四下

天保改高合

三十四万三千五百六十二升七合六夕五才

差引天保增高

四百六十四万八千二百七十六石四斗二升三合七才



改正補訂地方凡例錄卷之四下

明治四年辛未七月刊

高崎

故大石猪十郎著述

孫大石猪十郎補正

見山樓藏版



